

第 3 次丹波市人権施策基本方針 第 1 章及び第 2 章の記載内容（案）について

第 1 章は、タイトルを「人権施策基本方針の改定にあたって」として、「1. 基本方針策定の趣旨」、「2. 国際社会の取組」、「3. 日本の取組」、「4. 兵庫県の取組」、「5. 丹波市の取組」について記載します。

1. 基本方針策定の趣旨（案）

- ①平成 18 年 10 月に「丹波市人権施策基本方針」（以下「基本方針」）を平成 27 年 3 月には、第 2 次基本方針を策定し、人権施策の推進に取り組んできました。
- ②人権問題は、少子高齢化、情報化、国際化などの社会情勢の変化に伴い、複雑・多様化しています。
- ③インターネットを悪用した人権侵害や性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別など、新たな人権問題が発生しています。
- ④平成 28（2016）年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。
- ⑤平成 30 年度に実施した「人権に関する市民意識調査」で明らかになった課題を施策に反映させるとともに、より多くの市民に届く効果的な人権施策に取り組んでいく必要があります。
- ⑥社会情勢の変化やこれまでの取組を踏まえ、本市における人権施策を総合的に推進するため、「第 2 次丹波市人権施策基本方針」の改定を行います。

2. 国際社会の取組（案）

- ①昭和 23（1948）年、第 3 回国際連合総会において、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として「世界人権宣言」が採択されました。
- ②世界人権宣言は、すべての人々が持っている市民的、政治的、経済的、社会的、文化的分野にわたる多くの権利を内容とし、前文と 30 の条文からなっており、世界各国の憲法や法律に取り入れられるとともに、様々な国際会議の決議にも用いられ、世界各国に強い影響を及ぼしています。
- ③国連では、この世界人権宣言の実効性を高めるため、「国際人権規約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」など、規約や多くの条約が採択されました。
- ④人権教育・啓発については、平成 6（1994）年の第 49 回国際連合総会で、平成 7（1995）年から平成 16（2004）年までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とする決議が採択され、世界各国において「人権教育」を積極的に推進するよう行動計画が示されました。
- ⑤平成 27（2015）年 9 月の国連総会において、2030 年までの国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、貧困や不平等からの解放、平和で公正な社会の実現といった目標が立てられています。

【参考】第 2 次丹波市人権施策基本方針の記載内容

人類の歴史の中で、20 世紀ほど科学技術が急速に発達して多くの利便性を享受し、私たち人類の未来に夢を育んだ世紀はありません。一方で 20 世紀は、二度にわたる世界大戦をはじめとして、さまざまな戦争や紛争が世界各地で繰り広げられ、多くの尊い人命が失われたばかりか様々な人権侵害が行われた世紀でもありました。

こうした経験と反省から、国際連合（以下、「国連」という）は、1948（昭和 23）年に「世界人権宣言」を採択し、人権の尊重が平和の基盤であることを国際社会に訴えました。これを契機として、国連は人権に関連する国際条約を採択し、この宣言を基礎として、各国におけるその実施の確保を求めてきました。

しかし、世界では地域紛争の多発や貧困による犠牲者や大災害による犠牲者を多数出すとともに人権侵害・差別が後を絶ちません。このようなもとで国連は、1995 年から 2004 年までの「人権教育のための国連 10 年」を実施し、あらゆる人権侵害をなくし、地球的規模で平和の基礎となる人権文化の創造を目指してきました。この「人権教育のための国連 10 年」が終了した後は、2005 年からは 5 年ごとの「人権教育のための世界計画」をスタートさせ、また 2011 年には「人権教育と研修に関する国連宣言」を採択し、人権文化を発展させる取組が推進されています。

21 世紀は「人権の世紀」といわれています。この「人権の世紀」という言葉には、21 世紀を平和と人権が守られる世紀にしたいという人々の願いが込められています。しかし、21 世紀になった現在でも、人種や民族、宗教間の対立や偏見、差別はなくなり、さらに環境破壊など人類の安全をおびやかす問題も出てきており、人権の重要性はますます高まっています。

3. 日本の取組（案）

- ①昭和 21（1946）年に基本的人権の尊重を原則の一つとする日本国憲法が公布され、基本的人権の尊重を確立するため、人権に関する法律や制度の整備など、多くの取組が進められています。
- ②国連で採択された国際人権規約をはじめ、人権に関する条約を締結するなど、国際社会の一員としての取組が進められてきました。
- ③昭和 44（1969）年に「同和対策事業特別措置法」が制定され、以後名称を変えながら平成 14（2002）年までの 33 年間にわたり、同和問題を解決するための施策が進められてきました。
- ④人権教育・啓発については、平成 9（1997）年に「『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画」が策定され、平成 12（2000）年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。平成 14（2002）年には、この法律に基づき「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、国はこの計画に基づいて人権教育・啓発を計画的に推進しています。
- ⑤平成 28 年（2016 年）には、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」が施行されました。

【参考】第 2 次丹波市人権施策基本方針の記載内容

わが国においては、日本国憲法を制定・施行（昭和 21 年制定・昭和 22 年施行）して半世紀あまり、憲法の保障する基本的人権の確立に向けて、各種の法律や制度の整備を進めるとともに、様々な条約の締約国となるなど国際社会の一員として具体的な取組を進めてきました。

一方では、我が国固有の人権問題である同和問題は、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る深刻かつ重大な問題として取組が進められてきました。1965（昭和 40）年の「同和対策審議会答申」を受け、1969（昭和 44）年「同和対策事業特別措置法」を制定し本格的に同和行政をスタートさせ、法の失効（2002 年 3 月 31 日）までに、3 度にわたり制定された特別措置法を中心に諸施策を展開し、生活環境改善、産業・雇用、教育文化、人権擁護に関わる諸施策が総合的に推進されてきました。2000（平成 12）年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、同法に基づき 2002（平成 14）年には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。これにより、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることが、改めて国及び地方公共団体の責務とされました。このほか、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（2005 年）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（2013 年）」など、人権に関する数々の法律が制定・改正・施行され、多くの人権課題に対する取組が進められています。

4. 兵庫県の取組（案）

- ①人権関係の法に基づき、国と連携を取りつつ人権施策が推進されてきました。
- ②兵庫 2001 年計画における「共生ネットワーク社会づくり」の基本理念のもと、“こころ豊かな兵庫づくり”を県政の目標に掲げ、「こころ豊かな人づくり」、「すこやかな社会づくり」など、人権が尊重される社会づくりをめざして施策が展開されてきました。
- ③阪神・淡路大震災や東日本大震災からの復旧・復興の過程で学んだ、生命の尊厳や人と人のつながりの大切さなどの貴重な教訓を生かした様々な取組を推進されています。
- ④県と市町が共同で設置している（公財）兵庫県人権啓発協会を中心に、県の機関や関係団体などと連携を図りつつ、人権問題全般について研修、啓発、研究事業等を全県的に展開されています。
- ⑤平成 10（1998）年に「人権教育基本方針」を策定し、学校教育や社会教育における人権教育が推進されています。
- ⑥平成 10（1998）年から「人権に関する県民意識調査」を 5 年毎に実施し、人権全般に関する基礎資料の収集と県民意識の動向把握に努められています。
- ⑦各市町や関係団体とともに、県民や「ひょうご人権大使」の参加によるフェスティバルや、人権週間のつどいを開催するなど様々な取組を「人権文化をすすめる県民運動」として展開されています。

【参考】第 2 次丹波市人権施策基本方針の記載内容

兵庫県においては、人権関係の法に基づき国と連携をとりつつ人権施策が推進されてきました。兵庫 2001 年計画における「共生型ネットワーク社会づくり」の基本理念のもと、“こころ豊かな兵庫づくり”を県政の目標に掲げ、「こころ豊かな人づくり」「すこやかな社会づくり」など、人権が尊重される社会づくりをめざして施策が展開されてきました。

阪神・淡路大震災から学んだ「生命の尊厳」「人と人のつながり」の大切さなど、貴重な教訓を生かしながら様々な取組が展開されています。1991（平成 3）年に「（財）（兵庫県人権啓発協会）」を設置するとともに、2001（平成 13）年 2 月には成熟社会にふさわしい兵庫づくりの新しい羅針盤として「21 世紀兵庫長期ビジョン—美しい兵庫—」全県ビジョンを策定しました。3 月には兵庫県男女共同参画計画「ひょうご男女共同参画プラン 21」を、10 月には「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」を策定し、平成 16 年度からは多様な人権問題の解決を図るため「人権文化をすすめる県民運動」を展開するなど、人権尊重の社会づくりに向けた取組が進められています。また、兵庫県教育委員会では、1998（平成 10）年に「兵庫県人権教育基本方針」を策定し、学校教育、社会教育における人権教育が推進されています。

また、行政と地域・職域団体などで構成する「ひょうご人権ネットワーク会議」のもとで、人権にかかわる啓発・相談などの活動を連携・協働して展開するほか、戸籍謄本などの不正取得を防止する「本人通知制度」導入を市町に推進するなど個別の人権課題についての取組も展開されています。

5. 丹波市の取組（案）

- ①平成 17 年度に「丹波市総合計画」を策定し、市の将来像を「人と自然の交流文化都市―丹波市都市圏の形成を目指して―」と定め、その実現を目指してまちづくりを進めてきました。
- ②平成 24（2012）年に施行した「丹波市自治基本条例」では、基本理念の第 1 号に「市民一人ひとりの基本的人権が守られ、助け合いながら、安全・安心に暮らすことができることを目指した市政を行います。」を掲げ、人権の尊重をまちづくりの基礎としています。
- ③人権施策の推進にあたっては、平成 18（2006）年 10 月に「丹波市人権施策基本方針」の策定、平成 27（2015）年 3 月に「第 2 次丹波市人権施策基本方針」を策定し、これらに基づき人権施策の総合的な推進に取り組んでいます。
- ④庁内においては、平成 29（2017）年 12 月に従来の「丹波市人権施策推進会議」を廃止し、新たに市長を本部長とし、全部長で組織する「丹波市人権施策推進本部」を設置しました。これにより、人権施策の推進、連携、情報共有を図り、全庁的に人権行政を推進しています。
- ⑤平成 28（2016）年 4 月 1 日から「丹波市丹（まごころ）の里手話言語条例」を施行し、市民の手話に対する理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための施策を推進しています。また、平成 31（2019）年 4 月 1 日から「丹波市男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画社会づくりに関する取組を総合的に推進しています。
- ⑥家庭、地域、学校、職場といった市民生活のあらゆる場において、人権教育・人権啓発を進め、人権尊重の理念に関する理解を深めることにより、豊かな人権文化を育み、お互いを認めながら共に生きる「共生社会」の実現を目指しています。

【参考】第 2 次丹波市人権施策基本方針の記載内容

丹波市では、平成 17 年度にまちづくりの方向を示す「丹波市総合計画」を策定し、市の将来像を「人と自然の交流文化都市―丹波市都市圏の形成を目指して―」と定め、その実現を目指してまちづくりを進めてきました。現在、2015（平成 27）年度から 10 年間の「第 2 次丹波市総合計画 基本構想」において、「人と人、人と自然の創造的交流文化都市～みんなでつなぐ丹（まごころ）の里～」を将来像と定めて、まちづくりの視点として、「育て合い支え合える人の輪づくり」、「人・自然・産業・暮らしが循環する“源流のまち”づくり」、「来訪者を“丹（まごころ）”で迎える交流・定住の魅力づくり」の三つを掲げ、策定作業が進められています。

これらのまちづくりの根底には、平成 24 年に施行された「丹波市自治基本条例」の基本理念の一つである「市民一人ひとりの基本的人権が守られ、助け合いながら、安全・安心に暮らすことができることを目指した市政を行います。」という精神が流れています。

また、市民の権利として、「市民は、年齢、性別、国籍、障がいのあるなし等にかかわらず一人ひとりが人間として尊重され、また、自治体における主権者として平等に市の施策や地域の自治活動、まちづくりに参加・参画する権利を持っています。」と明記し、市民主体の一人一人の人権が尊重され、多様性を認め合うまちを目指しています。

本市では、旧町時代より人権課題や地域課題の解決に向けた各自治会単位での住民人権学習会が熱心に展開されるとともに、自治会の人権学習を推進する指導者養成を進めてきました。

また、基本的人権の尊重、自由、平等、平和を基本理念として部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃を目指して、人権教育・同和教育の推進や啓発活動に取り組む企業や各種団体、教育関係、行政で組織された「丹波市人権・同和教育協議会」において、それぞれの立場から人権問題の解決に向けた研究と実践活動が行われています。

平成 18 年 10 月には「人権施策基本方針」を策定し、人権尊重の理念に対する理解を深め「人権文化の根づくまち」、「共に生きる地域社会」を創造することを本市の重要課題の一つとして捉え、人権行政の基本理念と方向性を示しました。

また、平成 21 年 3 月には「丹波市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」を策定しました。人権尊重のまちづくりの推進に向けて、「人権啓発センター」においては、人権尊重のまちづくりの推進に向けて「丹波市人権施策推進会議」と「丹波市人権行政推進審議会」を所管するとともに、全庁的な推進体制を構築する中で、市民の理解と協力を得ながら人権施策を推進してきています。

平成 24 年には「人権に関する市民意識調査」を実施し、人権課題に対する市民意識の現状について把握し、人権課題について人権施策に反映することとしました。

今回の基本方針は、以上のことを踏まえ平成 18 年 10 月に策定した「丹波市人権施策基本方針」と平成 19 年 3 月に策定の「丹波市人権施策推進指針」の見直しを行い第 2 次基本方針として改定するものです。

第2章は、「1. 基本理念」、「2. 人権施策推進の目標」、「3. 基本方針の性格」を記載します。

1. 基本理念（案）

一人ひとりの人権が尊重され、安全に安心して暮らせる社会の実現

人権が尊重された社会とは、すべての市民が社会的身分・門地・思想・信条・年齢・性別や人種・宗教・文化・国籍などの違い及び障がいや疾病の有無・性的指向等に関わりなく、一人の人間として尊重され、自らの能力や個性を発揮して豊かな人生を送ることができ、幸せを実感できる社会です。

そして、市民一人ひとりが多様性を認め合い助け合いながら、社会の一員として、自由と平等が保障され、安全に安心して暮らせる社会を築いていかなければなりません。

そこで、本方針では、「一人ひとりの人権が尊重され、安全に安心して暮らせる社会の実現」を基本理念とし、人権施策を進めていきます。

【参考】第2次丹波市人権施策基本方針の記載内容

1. 人権尊重の基本理念

（1）人権尊重の精神

人権とは、すべての人が人間の尊厳に基づいてもっている固有の権利であって、社会を構成する人々が、個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことができない権利であり、すべての人に等しく実現されなければなりません。

また、すべての市民が人権を享有し、人権尊重の社会、平和で豊かな地域社会を実現するためには、人権が市民相互の間において共に尊重され、「人権の共存」が達成されることが重要です。また、人権は市民相互の間のみならず、国や地方公共団体・企業等を含む社会的な制度や関係性においても尊重されなければなりません。

そのためには、全ての人が人権の意義を理解し、豊かな人権感覚を育み、「人権の尊重」と「人権の共存」の重要性について理解するとともに、市民、企業・事業所、関係団体、行政等が連携して、社会全体として人権の尊重・確保を図ることが大切です。

（2）人権尊重の社会

人権尊重の社会とは、すべての市民が、社会的身分・門地・思想・信条・年齢・性別や人種・宗教・文化・国籍などの違い及び障がいや疾病の有無・性的指向等に関わりなく、一人の人間としてその人権が尊重され、支えあいながら社会の一員として安全に、安心して暮らせる社会です。また、自らの能力や個性を発揮して、生き甲斐のある人生を創造することができる社会です。

人権尊重の社会の実現のためには、すべての市民が人権尊重の精神を当然のこととして身につけ、日常生活及び企業や団体等の活動におけるあらゆる場に織り込むとともに、行政において人権保障の社会制度を整えるなど市民の人権を実現する責務を果たすことによって、地域社会に人権を文化として定着させることが求められます。

【参考】丹波市自治基本条例（抜粋）

前文

丹波市は、2004年（平成16年）11月に旧氷上郡の6町が合併して誕生しました。日本海にも瀬戸内海にもつながる分水界があり、豊かな山々が織りなす美しい景観や風土、独自の歴史を持つ地域です。近年発見された「丹波竜」化石は太古へのロマンをかきたて、新たなまちづくりのシンボルとなっています。

私たち丹波市民は、旧6町の特徴を活かしつつ、心を合わせて、新市の基礎を築いていかなければなりません。それは、地方分権や地域主権の理念が具体化された市民主体のまちであり、市民一人ひとりの人権が尊重され多様性を認めて助け合うまちであり、そんな市民の信託に市議会や行政がしっかりと応えるまちです。私たちには、先人が築いてきた地域の環境や文化を守り、次世代に引き継いでいく責任があります。少子高齢化や産業構造の変化といった社会情勢に対応し、持続可能な丹波市を育むには、市民と市議会、行政との間で情報を共有し、対話を重ねて協働でまちづくりに取り組む必要があります。

私たちはここに、市政の基本理念や基本原則を定め、活力あるふるさとづくりを目指して市民、市議会、行政それぞれが役割を発揮できる仕組みをつくるため、最高規範として丹波市自治基本条例を定めます。

（自治の基本理念）

第3条 市民及び市は、次に掲げる基本理念によって自治の確立を目指すものとします。

- （1） 市民一人ひとりの基本的人権が守られ、助け合いながら、安全・安心に暮らすことができることを目指した市政を行います。
- （2） 先人が築いてきた地域の歴史、文化及び自然環境を大切にし、地域の特性を伸ばしながら、次世代に引き継いでいきます。
- （3） 市は、適切な行財政運営及び議会活動を行うことで自治体としての自律性を確保し、国及び県と対等な立場で連携していきます。

2. 人権施策推進の目標（案）

①人権意識の高揚と人権感覚の醸成

市民一人ひとりが、人権について関心を持ち、人権に関する正しい知識を身につけ、日常生活において人権尊重の意識が定着していくよう、人権感覚の醸成を図ります。

②お互いを認め合いながら共に生きる共生社会の実現

市民一人ひとりが、それぞれの個性や生き方の違い、多様な価値観や文化をお互いに認め合い、助け合いながら共に生きる共生社会の実現を目指します。

③一人ひとりの人権が尊重されるまちづくり

市民一人ひとりが、基本的人権を尊重し、すべての市民の自由と平等などの権利が保障され、安全に安心して暮らせるまちづくりを進めます。

【参考】第2次丹波市人権施策基本方針の記載内容

2. 人権施策推進の目標

「第2次丹波市総合計画」においては、「人と人、人と自然の創造的交流文化都市～みんなであつなぐ丹（まごころ）の里～」を将来像と定め、まちづくりを進めることとしています。これは、市民一人一人が安心して暮らし、いきいきと元気に活動でき、本当にこのまちに住んでよかったと思えるようなまちづくりです。そのためには、人々が互いに助け合い地域づくりに参画し、市民が誇りに思える地域コミュニティづくりが重要であり、また子どもから高齢者まであらゆる年齢層の人の交流と参画をうながす連携づくりが必要です。

これらは、人権尊重の理念に基づく共生社会の創造を目指すこととも重なり合っています。その意味で、市民すべてが人権尊重の理念について理解を深め、豊かな人権文化を備えた社会づくりを進めること、さらにそれを次代へ継承していくことは、市及び市民の果たすべき極めて重要な責務と言えます。

このため、市と市民、企業・事業者、各関係機関団体等が手を携えて、家庭や学校、地域、職場などあらゆる場における人権教育・啓発・研修を進め、人権尊重の理念に関する理解を深めることにより、豊かな人権文化を育み、みんながお互いを認め合いながら共に生きる「共生社会」の実現を目指します。

3. 基本方針の性格（案）

- ①「第3次丹波市人権施策基本方針」は、本市における人権施策を総合的に推進するため、施策の基本的な方向性を示すものです。
- ②人権施策の推進にあたっては、市民、地域、企業・事業所、市、各関係機関がそれぞれの立場で参画と協働の下に進めることが大切です。このため、行政では市の施策として主体的に取り組むとともに、各主体にあってはこの基本方針の趣旨に沿った自主的な取組を期待するものです。
- ③この基本方針は、社会情勢に大きな変化があり、方針を改定しなければならない事情が生じた場合に必要に応じて見直しを行うものとします。

【参考】第2次丹波市人権施策基本方針の記載内容

この「第2次丹波市人権施策基本方針」は、本市における人権施策を総合的に推進するため、施策の基本的な方向性を示すものです。

人権施策の推進にあたっては、市、市民、企業・事業所、各関係機関がそれぞれの立場で参画と協働の下に進めることが大切です。このため、行政では市の施策として主体的に取り組むとともに、各主体にあってはこの基本方針の趣旨に沿った自主的な取組を期待するものです。